

世界遺産の普及啓発と教育

長谷川 俊 介

- ① 世界遺産の認知度は非常に高い。我が国では、保存運動、観光振興、文化的シンボルといった様々な目的で、世界遺産登録運動が推進されてきた。世界遺産の登録後には、観光客数増加のように一定の経済効果がみられた事例が多く、地域振興の起爆剤としての期待が大きい。
- ② 世界遺産登録数は限られており、審査も厳格化しているため、登録への道程は非常に厳しい。世界遺産に登録されなくても、登録運動には、地域づくりやまちづくりに貢献するという効果があるとの指摘がある。
- ③ 世界遺産は、輝かしい側面があるために、それが抱えている課題が見えにくく、また、世界遺産登録の効果だけが強調されすぎている側面がある。現在のいわゆる「世界遺産ブーム」と世界遺産条約が目指す真の意義とのギャップが起きているとされ、世界遺産教育の必要性が指摘されている。
- ④ 世界遺産委員会と締約国が行うべき世界遺産の普及啓発と教育は、世界遺産条約第27条と「世界遺産の履行のための作業指針」により定められている。1990年代に入り、危機遺産の増加等、世界遺産の保全に問題が生じたこともあり、ユネスコでは1994年から世界遺産教育プロジェクトを開始し、青少年フォーラムの開催や世界遺産教材の作成・配布等の事業を実施してきた。
- ⑤ 我が国でも、ユネスコの世界遺産教材を範に、地域に合わせた教材を作成し、世界遺産教育を実践する自治体が現われている。また、世界遺産の教材化も提唱されている。
- ⑥ 奈良市教育委員会は、奈良を大切に、誇りに思い、奈良を愛する心を育てるという地域学習の基盤に立って、世界遺産教育を「世界遺産についての教育」、「世界遺産のための教育」、「世界遺産を通しての教育」の三つの枠組みに整理し、地域学習からESD(持続発展教育)への展開を目標とする世界遺産教育を実践している。平成20年に世界遺産学習教材「奈良大好き世界遺産学習」を作成し、また、世界遺産学習の取組みを全国的に拡大し、実践を通じた交流や情報交換を通じて、世界遺産教育を発展させようとする動きがある。

世界遺産の普及啓発と教育

総合調査室 長谷川 俊介

目 次

はじめに

I 世界遺産の普及の現状と課題

- 1 世界遺産ブームの現状
- 2 世界遺産登録の観光効果
- 3 世界遺産登録の推進活動

II 世界遺産教育

- 1 世界遺産委員会の世界遺産教育活動
- 2 我が国の世界遺産教育

おわりに

はじめに

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(1975年12月17日発効、1992年9月30日日本について発効。以下「世界遺産条約」)に基づき、世界遺産一覧表に登録されている世界遺産を保護し、次世代に継承することは、締約国に課された義務である。そのために締約国は、自国内での最善の保存活動に加えて、国際的な援助・協力を得ることを含め、最大の努力を尽くすこととされている(世界遺産条約第4条)。

このような保存活動の一環として、世界遺産の普及啓発・教育活動がある。締約国が、自国の義務として、自国民が世界遺産を正しく評価し、尊重するように、その強化に努め、また世界遺産を脅かす危険や世界遺産に関わる諸活動を公衆に周知させることは、当初から世界遺産の保存にあたっての重要な要素であった(世界遺産条約第27条)。

しかし、その後、世界遺産が普及するとともに観光による遺産への圧力や危機遺産の増加等により、あらためて世界遺産教育の必要性が叫ばれるようになった。世界遺産教育の必要性については、次のような文脈で説明されている⁽¹⁾。

- ① 世界遺産の認知度は高く、世界遺産が観光資源などの経済的資源として活用され、いわゆる「世界遺産ブーム」の状況を呈している。
- ② しかし、世界遺産が経済資源として活用されることだけに偏向することは、世界遺産への脅威となりうる。
- ③ 世界遺産条約の成立がエジプト、アブシネル神殿のアスワンダムによる水没からの救済のための国際キャンペーンが契機となったように、世界遺産条約の本来の目的は、国際社会、国、地域住民等の関係者の連携による

保存活動にある。

- ④ このような世界遺産ブームと世界遺産条約の本来の趣旨とのギャップを埋めるために、世界遺産教育が必要である。世界遺産は、観光資源として活用されるだけでなく、教材資源としても活用できる。また、世界遺産教育は、世界遺産を切り口に「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development: ESD) になりうる。

本稿では、世界遺産の普及の現状を確認し、世界遺産の啓発と教育活動について概観する。

I 世界遺産の普及の現状と課題

1 世界遺産ブームの現状

(1) 「世界遺産」情報の流通

世界遺産ブームといわれている。その現状をいくつかの統計指標により確認する。

インターネット情報における「世界遺産」、「文化財」等の用語を検索エンジン Google により検索し、比較すると「世界遺産」が2040万件あり、「文化財」等の類似語に比べて、著しく多い検索結果件数を示している(図1)。

また、インターネット、出版界、マスコミ等を通して、「世界遺産」に関する情報の流通は、増加傾向にある。新聞記事(朝日新聞と読売新聞のデータベース)、図書出版数・雑誌記事数(国立国会図書館書誌データベースNDL-OPAC⁽²⁾)により、「世界遺産」に関する情報流通量の推移をみると、我が国が世界遺産条約に加盟した平成4年以後の情報流通量が急速に増加していることがわかる(図2)。

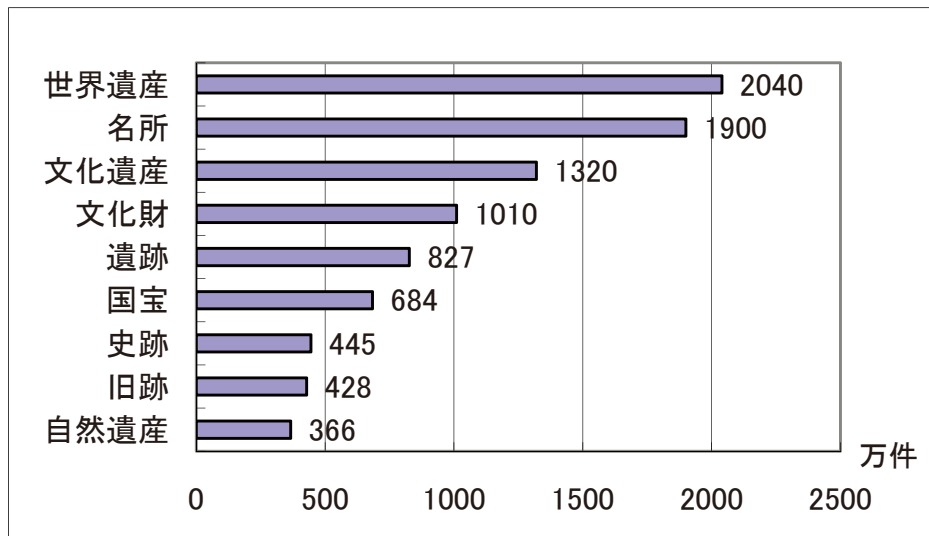
(2) 世界遺産の認知度

世界遺産の実際の認知度が高いということは、以下のいくつかの調査により確認できる。

(1) たとえば、田淵五十生ほか「世界遺産教育の教材化の視点と実践報告—『古都奈良の文化財』と『法隆寺地域の仏教建造物』を中心に—」『教育実践総合センター研究紀要』(17), 2008.3, pp.289-290. 等参照

(2) 「NDL-OPAC 国立国会図書館蔵書検索・申込システム」国立国会図書館ホームページ <<http://opac.ndl.go.jp/index.html>>

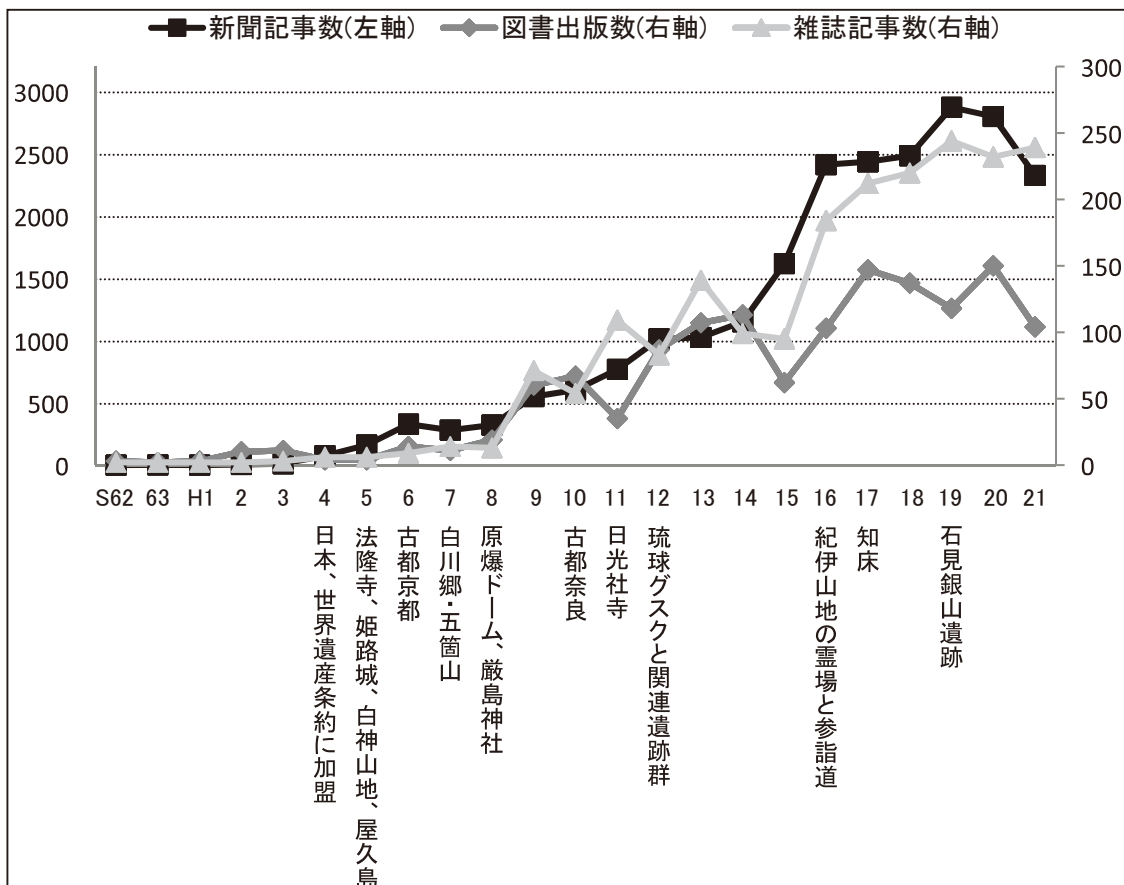
図1 「世界遺産」及び関連語のインターネット上での検索結果



(注) 検索日は、平成 22 年 2 月 4 日現在

(出典) インターネット検索エンジン Google の検索結果に基づき筆者作成

図2 「世界遺産」に関する新聞記事数・図書出版数・雑誌記事数の推移



(注) 新聞記事は「世界遺産」、図書・雑誌記事は「世界遺産」・「文化遺産」・「自然遺産」を検索語として使用。

(出典) 国立国会図書館 OPAC、新聞記事データベース「聞蔵」、同「ヨミダス歴史館」に基づき筆者作成

(i) 静岡市の市民意識調査

南アルプスの世界自然遺産登録を目指している静岡市は、平成19年度市民意識調査⁽³⁾で、「世界遺産への市民の期待度」についてアンケート調査を実施した。「世界遺産」の認知度は、「世界遺産」について言葉だけでなく内容も「知っている」と回答した者は約2/3(63.2%)であり、「言葉だけは聞いたことがある」(27.3%)を含めると、約9割の人が「世界遺産」の情報を得ているという結果であった。(図3)

(ii) インターネット上のアンケート調査

日本交通公社が行ったインターネット上のアンケート調査(平成20年6月)⁽⁴⁾では、「日本の世界遺産観光を目的に旅行したことがありますか?」との質問に対して「ある」との回答者が58%に、また、今後の世界遺産観光を目的とする旅行予定の有無については、「予定あり」が41%に達し、世界遺産観光への関心の高さがうかがえるとしている。同調査による訪れたことのある世界遺産と今後行きたい世界遺産の回答率については、表1の通りである。今後行

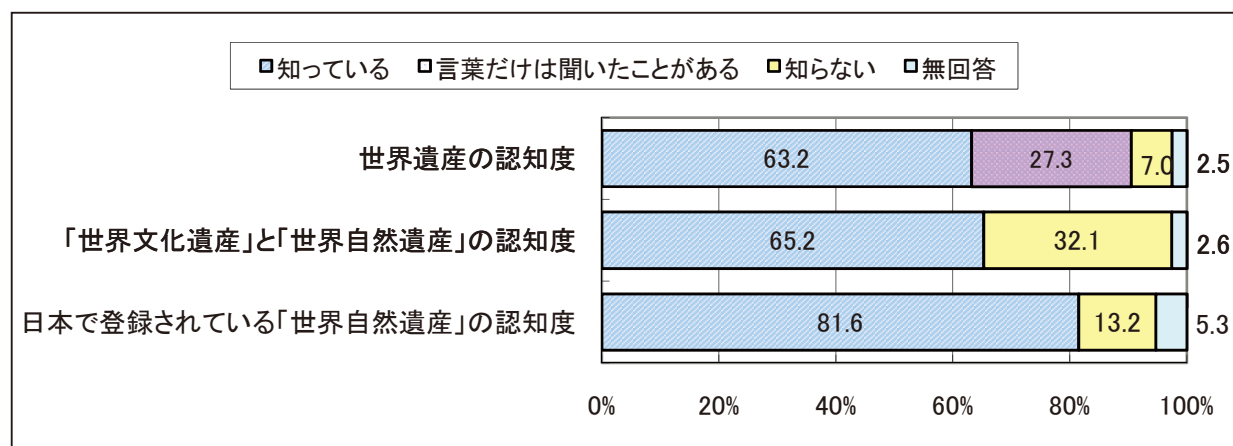
きたい世界遺産として、「屋久島」、「白神山地」、「紀伊山地の霊場と参詣道」、「知床」等の山間部や島嶼にある世界遺産が全体の6割を占めている点が注目される。(表1)

(iii) 和歌山県の「観光地の認知度」調査

和歌山県、奈良県、三重県の三県に跨る世界遺産として「紀伊山地の霊場と参詣道」(平成16年登録)があるが、そのうち和歌山県には、高野山金剛峯寺、熊野那智大社、熊野本宮大社、熊野参詣道(大辺路、中辺路)等の著名な構成資産がある。

和歌山県が実施した「観光地の認知度」調査では、世界遺産を構成している観光地の認知度が高いという結果であった⁽⁵⁾。和歌山県は、平成20年夏・秋・冬に県下41の観光地の認知度について、県内外の観光地に来訪している観光客を対象にアンケート調査をした。上位10位は、「南紀白浜」(78.9%)、「熊野古道」(55.2%)、「那智の滝」(49.0%)、「和歌山城」(46.2%)、「勝浦」(39.8%)、「金剛峰寺」(30.7%)、「マリーナシティ」(26.6%)、「熊野那智大社」(23.6%)、「熊

図3 「世界遺産」の認知度



(出典) 静岡市「世界遺産への市民の期待度について」『平成19年度市民意識調査結果』
(<http://www.city.shizuoka.jp/000068550.pdf>)に基づき筆者作成

(3) 静岡市「世界遺産への市民の期待度について」『平成19年度市民意識調査結果』pp.5-6. (<http://www.city.shizuoka.jp/000068550.pdf>)

(4) 日本交通公社「日本の世界遺産観光に関する調査発表」『News Release』108号, 2008.6.24, pp.2-3, 6. (http://www.jtbcorp.jp/scripts_hd/image_view.asp?menu=news&id=00001&news_no=896)

(5) 和歌山県『和歌山県観光統計調査報告書』2009.3, p.78. (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/documents/toukeihoukokusho.pdf>)

表1 旅行先・旅行予定の日本の世界遺産

(質問) どの世界遺産を見に行きましたか。		(質問) 「次に行きたい」、「見に行ってみよう」世界遺産は何ですか。	
日光の社寺	19%	屋久島	32%
古都京都の文化財	15%	白神山地	10%
厳島神社	12%	紀伊山地の霊場と参詣道	9%
白川郷・五箇山の合掌造り集落	10%	知床	9%
知床	9%	石見銀山	9%
姫路城	8%	白川郷・五箇山の合掌造り集落	7%
古都奈良の文化財	7%	姫路城	6%
広島・原爆ドーム	6%	厳島神社	5%
紀伊山地の霊場と参詣道	6%	その他	13%
法隆寺地域の仏教建造物	5%		
その他	3%		

(出典) 日本交通公社「日本の世界遺産観光に関する調査発表」『News Release』108号, 2008.6.24, pp.2-3, 6. (http://www.jtbcorp.jp/scripts_hd/image_view.asp?menu=news&id=00001&news_no=896) に基づき筆者作成

野本宮大社」(23.3%)、「紀三井寺」(23.3%)の順であり、5か所の世界遺産が含まれている。また、今後してみたい観光・レジャーとして、世界遺産探訪(21.6%)が、温泉(52.9%)と名所・旧跡巡り・古道ウォーク(35.1%)に次いでおり、世界遺産への関心は高いといえる。

2 世界遺産登録の観光効果

世界遺産登録には登録後の観光客数の増加等の経済効果があると言われている。しかし、全ての世界遺産に該当するわけではないことが検証されている。

世界遺産の観光効果の調査事例である『世界遺産登録による経済波及効果の分析＝「四国八十八ヶ所」を事例として＝』(財団法人えひめ

地域政策研究センター研究員服藤圭二)は、世界遺産登録による観光客数の変化に基づき、わが国の11の世界遺産(平成15年7月現在)をタイプA「登録により急増したもの」、タイプB「概ね堅調推移しているもの」、タイプC「登録後も減少しているもの」の3つに分類し、さらにタイプBを2つのタイプ―「世界遺産に登録される気運が高まり観光客が増加し、世界遺産に登録後、概ね堅調に推移しているタイプ」と「世界遺産に登録されるまで観光客が減少していたが、世界遺産に登録されることにより下げ止まり観光客が増加傾向にあるタイプ」に分類した(表2)⁽⁶⁾。

その後、わが国の世界遺産は、現在14サイトに増加したため、今回、現在得られる統計データに基づく観光客数の変化を見ることにより、

表2 世界遺産登録による観光客の変化による世界遺産の分類

類型	説明	世界遺産
タイプA	登録により急増したもの	白神山地、屋久島、白川郷、グスク遺跡群
タイプB	概ね堅調推移しているもの 登録により減少が下げ止まり増加傾向にあるもの	古都京都、原爆ドーム、古都奈良、日光社寺
タイプC	登録後も減少しているもの	法隆寺、姫路城、厳島神社

(出典) 服藤圭二「世界遺産登録による経済波及効果の分析＝「四国八十八ヶ所」を事例として＝」『ECPR』15号, 2005, p.10. 財団法人えひめ地域政策研究センターホームページ (<http://www.ecpr.or.jp/pdf/wh.pdf>) に基づき筆者作成

(6) 服藤圭二「世界遺産登録による経済波及効果の分析＝「四国八十八ヶ所」を事例として＝」『ECPR』15号, 2005, p.10. 財団法人えひめ地域政策研究センターホームページ (<http://www.ecpr.or.jp/pdf/wh.pdf>)

世界遺産登録の観光効果を検証した。以下、その結果を紹介する。

世界遺産への観光客数の集計方法は、統一的に確立されていない。世界遺産が姫路城や法隆寺のように一か所に存在する場合の他、「古都京都の文化財」、「古都奈良の文化財」、「紀伊山地の霊場と参詣道」（和歌山、奈良、三重の三県に跨る）のように世界遺産の範囲が広域に及んでいることも理由のひとつである。今回、観光客数の取得のために、当該世界遺産入場者数（例、姫路城登閣者数）、世界遺産が存在する地域への入込観光客数（例、京都市入込観光客数）、世界遺産内の観光地への入込観光客数（例、白神山地の中で観光客が集中する暗門の滝⁽⁷⁾がある青森県西目屋村の入込観光客数）等の統計を使用した。

以下、いくつかのデータに基づき世界遺産の観光客数の変化について概観する（図4～図6）。

(1) 観光客数が増加した世界遺産

グラフから、世界遺産登録以後の観光客数の増加が明確に見られるのは、「白川郷」⁽⁸⁾、「白神山地」、「石見銀山遺跡とその文化的景観」、「琉球王国のグスク及び関連遺跡群」、「紀伊山地の霊場と参詣道」である。なお、「白川郷」の観光客数が平成20年に急増しているのは、東海北陸自動車道全線の開通の影響と考えられる。しかし、観光客の大半は日帰り客（176万人）であり、宿泊客は9.9万人と5.3%に過ぎない（平成20年）⁽⁹⁾。

「石見銀山遺跡とその文化的景観」の世界遺産登録前の観光客数は、20万人台から40万人

へと増加傾向にあったが、登録年（平成19年）に観光客数は、前年比1.78倍（71.3万人）に増加した。なお、平成15（2003）年以後の世界遺産委員会の開催時期は11～12月から6～7月に移ったため、世界遺産登録の効果がその年に現れるようになっている。

(2) 観光客数の推移がU字形を示す世界遺産

著名な観光地である「古都京都の文化財」と「古都奈良の文化財」のグラフは、U字形を描いている。両者は、登録以前には観光客が減少傾向にあったが、世界遺産登録によって観光客数の減少傾向に歯止めがかかり、長期的には上昇傾向にある。

「古都京都の文化財」が登録された平成6年は、遷都1200年祭に当り、観光客数は増加したが、平成7年に阪神淡路大震災の影響により急激な減少が見られた。その後、増加傾向を示し、観光客年間5000万人達成を目標に観光政策⁽¹⁰⁾を進めた結果、平成20年に目標を達成し、観光客数は登録年の1.27倍（5021万人）に増加している。

世界遺産登録が観光客数減少に歯止めをかけた事例として、「日光社寺」も該当する。長期的な上昇傾向は見られないが、登録時の観光客数を上回る数を堅実に維持している。

(3) 観光客数が減少した世界遺産

著名な観光地である「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「原爆ドーム」は、世界遺産登録に関わらず、観光客数が減少している。もともと集客力の高い観光地では、世界遺産登録による効果が吸収されるといわれる⁽¹¹⁾。

(7) 東北地方環境事務所の計測では、平成18年度の白神山地入山者数は、約7万4千人で、そのうち西目屋村の暗門の滝は約71%の5万3360人である。『朝日新聞』2000.5.19。

(8) 「白川郷・五箇山の合掌造り集落」は、白川郷と五箇山（菅沼集落と相倉集落）であるが、対象としたのは白川郷（白川村）である。

(9) 「白川郷観光統計情報」白川村ホームページ〈<http://shirakawa-go.org/lifeinfo/info/kankou/main.htm>〉

(10) 京都市「新京都市観光振興推進計画」2006.1, p.49. 〈http://raku.city.kyoto.jp/kanko_event/image/okoshi21/all_honsatsu.pdf〉

(11) 久田真達「[世界遺産]登録地域の集客力を検証する」『月刊レジャー産業資料』39巻2号, 2006.2, p.76.

「姫路城」の平成7年の著しい減少は、阪神淡路大震災の影響と思われる。近年、同遺産の観光客数は上昇に転じ、平成19年に登録時（平成5年）の観光客数を回復した。

「厳島神社」は、登録翌年に観光客数は増加したが、その後減少した。しかし、平成14年から上昇傾向にあり、平成19年に登録時を上回る観光客数を確保している。「知床」も登録

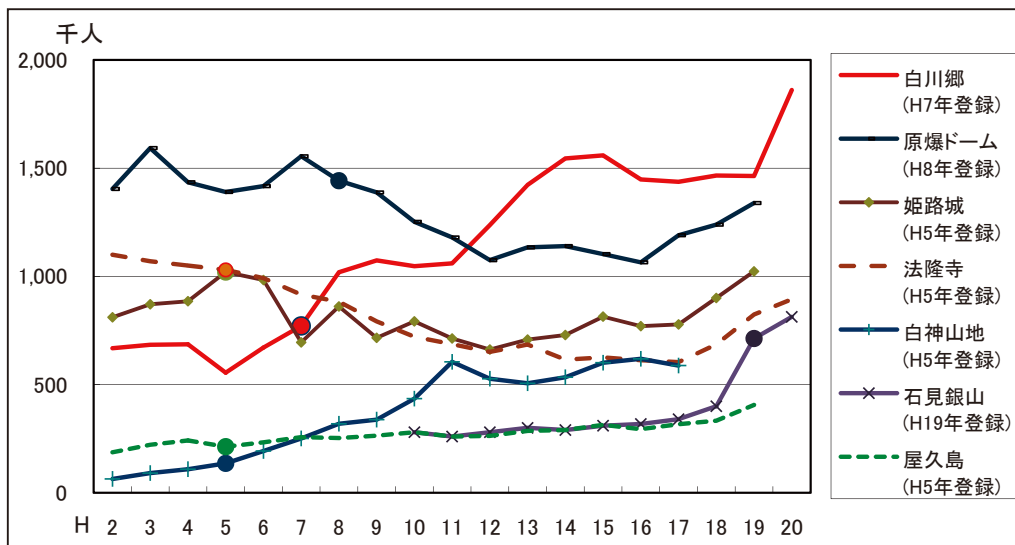
年の増加は見られたが、翌年以降減少しており、他のふたつの自然遺産（「白神山地」と「屋久島」）とは異なる傾向を示している。

(4) まとめ

世界遺産登録後の観光客数の変化から、以下のことが確認できる。

① 世界遺産登録による観光効果は、今まで著

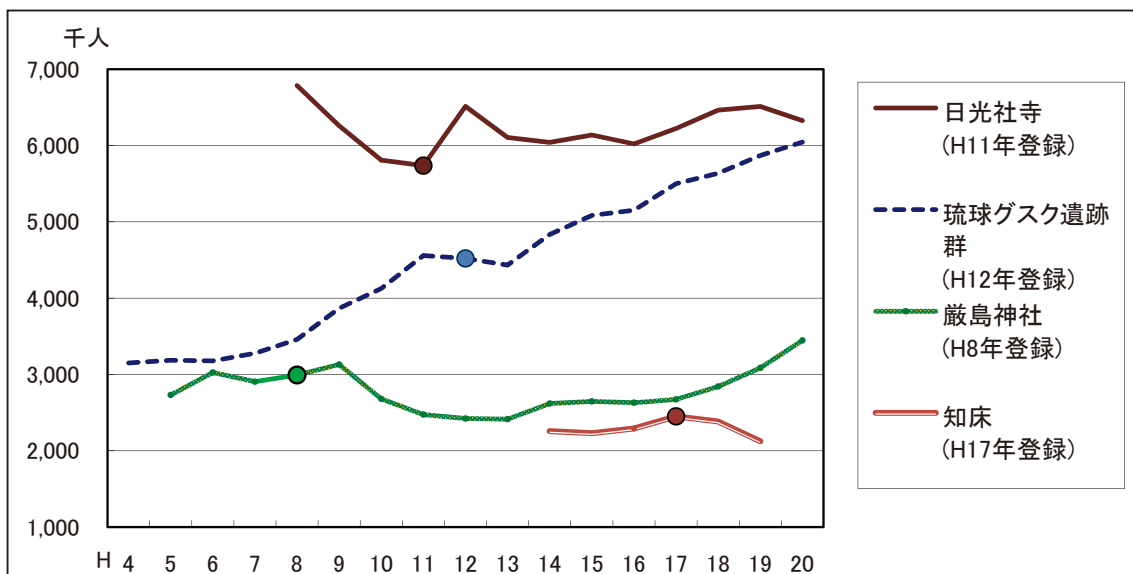
図4 世界遺産観光客数の変化1



(注) 屋久島：入込客数、白神山地：西日屋村入込数、姫路城：登閣者数、法隆寺：拝観客数、白川村：観光入込客数、原爆ドーム：平和記念資料館入場者数、石見銀山：石見銀山入込客数

(出典) 「統計やくしま」、「青森県観光統計概要」、「姫路市統計要覧」、「斑鳩町統計書」、「白川村HP」、「白川郷観光統計情報」、「広島市統計書」、「統計おおだ」、服藤圭二「世界遺産登録による経済波及効果の分析 = 『四国八十八ヶ所』を事例として =」『ECPR』15号, 2005. に基づき筆者作成

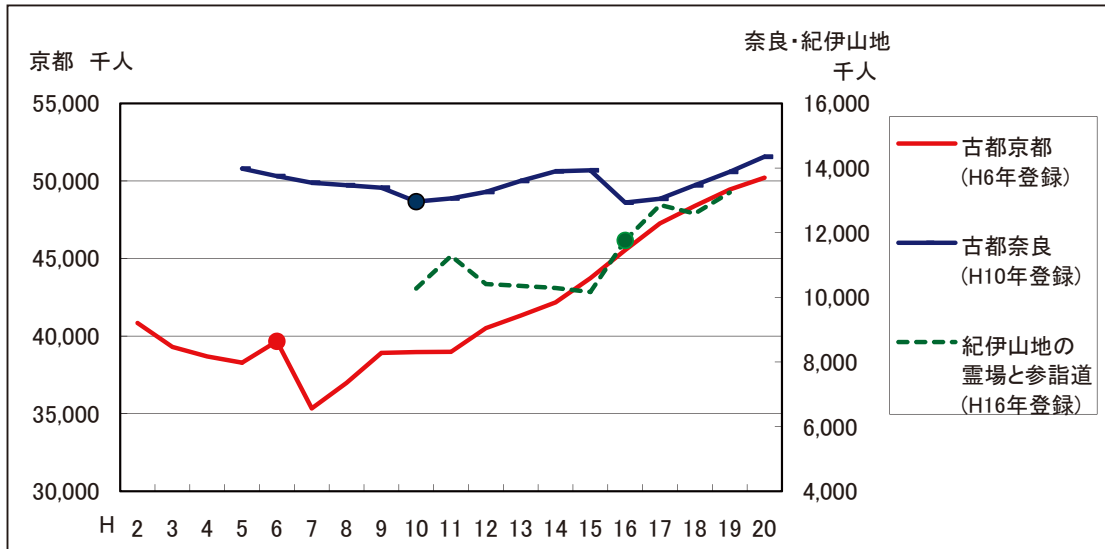
図5 世界遺産観光客数の変化2



(注) 厳島神社：宮島観光客数、日光社寺：旧日上市観光客入込数、琉球グスク遺跡群：沖縄県入域観光客数、知床：斜里町、羅臼町観光入込客数

(出典) 「広島県観光客数の動向」、「栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果」、「沖縄県統計年鑑」、「北海道観光入込客数調査報告書」各年度版に基づき筆者作成

図6 世界遺産観光客数の変化3



(注) 古都京都：京都市観光客数、古都奈良：奈良市入込観光客数、紀伊山地の霊場と参詣道：和歌山県世界遺産市町村への入込観光客数
 (出典) 「京都市観光調査年報」、「奈良市入込観光客数調査報告書」、「和歌山県統計年鑑」各年度版に基づき筆者作成

名な観光地ではなかった地方の中山間地や島嶼において顕著である。

- ② 既に著名な観光地では、世界遺産登録の効果が現れず、観光客が減少している事例がある。
- ③ 世界遺産登録により観光客が増加したが、その後、減少している場合があり、登録効果の持続性の維持が課題である。
- ④ 世界遺産登録後に観光客が減少したが、その後上昇した場合があり、その要因として、観光施策の効果等の世界遺産登録以外の要因が考えられる。

3 世界遺産登録の推進活動

(1) 世界遺産等の階層構造

世界遺産に関連する資産の種類には、「世界遺産一覧表」に登録されている資産(世界遺産)、締約国が世界遺産一覧表へ登録することがふさわしいと考える資産の目録である「暫定リスト」

に記載されている資産、「暫定リスト」記載候補である資産等がある。

現在(平成22年2月)、わが国の世界遺産に関連する資産として、世界遺産14(文化遺産11、自然遺産3)、暫定リスト記載資産12(文化資産11、自然資産1)、暫定リスト記載候補30(文化資産29、自然遺産1)がある(表3)。

上記以外に民間団体や自治体が行なっている世界遺産登録運動の対象として、20以上の資産があるとされている⁽¹²⁾。世界遺産を中心とする我が国の文化資産・自然資産の体系は、世界遺産、暫定リスト記載資産、暫定リスト記載候補、世界遺産登録運動の対象資産と重層的な階層を形成している。

文化庁は、暫定リストへの記載が適切と考えられる文化資産について、平成18年と平成19年に各都道府県・市町村から提案を求め、その結果、各自治体から平成18年に24件⁽¹³⁾、平成19年に13件⁽¹⁴⁾の計37件の提案があった。

(12) 古田陽久・古田真美監修『世界遺産ガイド—日本の世界遺産登録運動』シンクタンクセとうち総合研究機構、2005, pp.2-3.

(13) 「世界遺産暫定一覧表に追加記載の提案があった文化資産の一覧」文化庁ホームページ〈http://www.bunka.go.jp/1hogo/sekaisan/sekaibunkaisan_kekka_bessi3.html〉

(14) 「世界遺産暫定一覧表への追加記載提案書提出状況」文化庁ホームページ〈http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/sekaibunkaisan/08/shiryou_7.html〉

表3 世界遺産、暫定リスト記載資産等数

	文化資産	自然資産	合計
世界遺産	11	3	14
暫定リスト記載資産	11	1	12
暫定リスト記載候補	29	1	30

(出典) 「世界遺産暫定一覧表に追加記載の提案があった文化資産の一覧」
文化庁ホームページ〈http://www.bunka.go.jp/1hogo/sekaiisan/sekaibunkaisan_kekka_bessi3.html〉等に基づき筆者作成

表4 文化遺産の暫定リスト記載資産数・暫定リスト記載候補数

	前年度からの 継続審議	地方自治体から の新規提案	候補統合	その他の提案	合計	暫定リスト記載	継続審議
以前						3	
平成18年度		24	1		23	4	19
平成19年度	19	13		1	33	1	32
平成20年度	32				32	3	29
現在	29					11	

(出典) 「世界遺産暫定一覧表に追加記載の提案があった文化資産の一覧」文化庁ホームページ〈http://www.bunka.go.jp/1hogo/sekaiisan/sekaibunkaisan_kekka_bessi3.html〉等に基づき筆者作成

文化審議会では、各自治体からの提案に基づき、顕著で普遍的な価値や評価基準の適合性について審議され、その結果、平成18年度提案4件⁽¹⁵⁾と平成19年度提案3件⁽¹⁶⁾に「国立西洋美術館本館」⁽¹⁷⁾を加えた8件が平成19年から平成21年にかけて暫定リストに記載された。(表4)

自然遺産については、平成15年開催の「世界自然遺産候補地に関する検討会」で3件(知床、小笠原諸島、琉球諸島)が世界遺産の登録基準に合致する可能性が高いことから世界遺産候補地とされた⁽¹⁸⁾。そのうち、「知床」は平成17年に世界遺産に登録され、「小笠原諸島」は平成19年に暫定リストに記載され、「平泉の文化遺産」とともに世界遺産登録への推薦が決定

している⁽¹⁹⁾。

(2) 世界遺産登録運動の概要

世界遺産の登録による観光効果は、「白川郷」、「白神山地」、「屋久島」、「石見銀山遺跡」等の地方の中山間地や島嶼の世界遺産地で顕著に見られ、世界遺産登録による地域振興への期待は大きい。そのような背景の下、各地で世界遺産登録運動が広げられている。例えば、島根県大田市は、「石見銀山遺跡」は著名な観光地ではないが、世界遺産登録による知名度の向上が予想されるとして、条件が最も類似している「白川郷」との比較により、登録の経済効果を登録5年後に現在の2倍の観光客数、3.4倍の

(15) 文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」2008.9.26. 〈http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/sekaibunkaisan/singi_kekka/index.html〉

(16) 文化庁文化財部記念物課「報道発表、我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載について」2008.12.15. 〈http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/sekaibunkaisan/15/pdf/shiryu_3.pdf〉

(17) 国立西洋美術館本館は、フランス等との共同提案である「ル・コルビュジエの建築と都市計画」を構成する資産のひとつである。文化庁「プレス発表資料「ル・コルビュジエの建築と都市計画」の世界遺産推薦に係る推薦書(正式版)の提出及び共同推薦国の確定について」2008.2.4. 〈http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/sekaibunkaisan/10/pdf/shiryu_7.pdf〉

(18) 世界自然遺産候補地に関する検討会「世界自然遺産候補地に関する検討会について」2003.5.26. 〈http://www.env.go.jp/nature/isan/kento/030526/mat_00.pdf〉

(19) 「小笠原諸島と平泉、世界遺産に推薦決定」『朝日新聞』2010.1.18, 夕刊. 世界遺産委員会への推薦書提出期限は毎年2月1日(「作業指針」第168段落)。

観光収入が可能であるとして観光振興に期待を寄せた⁽²⁰⁾。

世界遺産登録推進運動は、初期の資産保護を目的とする住民運動に加えて、世界遺産の観光資源としての活用を図り、地域振興やまちづくりに資することを目的とした運動へと多様化している。

我が国の世界遺産登録運動について、推進主体別に次の3種類に分類される⁽²¹⁾。

- ① 地元の市民・民間団体主導
- ② 行政（県・市町村）主導
- ③ 経済団体主導

世界遺産登録運動は、住民による文化財保護運動や自然保護運動をひとつの系譜とすることができる。戦後何度かの平城宮跡、藤原宮跡等の道路開発や景観破壊への反対運動として住民運動が繰り返され、我が国の世界遺産条約加盟後には「奈良世界遺産市民ネットワーク」等の文化財の保存継承を目的とする世界遺産登録運動へとつながっている⁽²²⁾。また、1990年代に「原爆ドームの世界遺産化をすすめる会⁽²³⁾」、「富士山の自然を守る会⁽²⁴⁾」、「富士山を考える会⁽²⁵⁾」等の地元の市民団体や文化・自然保護団体による世界遺産登録を求める国会請願のための署名活動が行われた。現在では炭鉱遺跡「軍艦島」（端島）（軍艦島を世界遺産にする会⁽²⁶⁾）等の世界遺産

登録運動がある。

近年は、観光施策の一環として、自然、文化遺産の観光資源としての活用が図られるようになり、地域振興やまちづくり施策と相俟って、観光振興やまちづくりを目的とする世界遺産登録運動が増加している。事業推進担当組織として、「旧官営富岡製糸場」（富岡製糸場と絹産業遺産群）（群馬県企画部世界遺産推進課⁽²⁷⁾）、「平泉の文化遺産」（岩手県平泉町教育委員会世界遺産推進室⁽²⁸⁾）等には、世界遺産推進課、世界遺産推進室等が設置され、世界遺産登録推進事業が県・市町村主導により行われている。また、「松本城を世界遺産に」推進実行委員会（松本市、松本商工会議所等）⁽²⁹⁾、善光寺の世界遺産登録をすすめる会（長野商工会議所等）⁽³⁰⁾等の経済団体主導の推進運動も現れている。

(3) 世界遺産登録の現状

世界遺産登録を目指した推進運動が展開されているが、実際の世界遺産の登録に至る状況は、次のように非常に厳しい。

・ 締約国から推薦できる件数は毎年2件とされている（「世界遺産条約の履行のための作業指針」（以下「作業指針」）第61a段落）。推薦件数に対する登録件数は3～4割ほどである⁽³¹⁾。現在、我が国には40を越える世界遺産候補（暫定

(20) 大田市「大田市産業振興ビジョン 本編」2007.3, p.94. <<http://www.city.ohda.lg.jp/usr/imgbox/sangyou/20090409195022.pdf>>

(21) 古田ほか監修 前掲注(12), pp.6-7.

(22) 石部正志ほか『奈良世界遺産と住民運動』新日本出版社, 2000, pp.70-72.

(23) 「世界遺産一覧表への登録」『原爆ドームについて学ぼう』広島市ホームページ <<http://www.city.hiroshima.lg.jp/toshibiseibi/dome/learning/registration.html>>

(24) 静岡地理教育研究会編『富士山 世界遺産への道—山麓に生きる人々の姿を追って—』古今書院, 2000, p.215; 佐野充「富士山の世界遺産登録への取り組みにおける自然遺産としての価値評価の意義」『地球環境』13(1), 2008, p.54.

(25) 同上

(26) 軍艦島を世界遺産にする会ホームページ <<http://www.gunkanjima-wh.com/>>

(27) 「世界遺産推進課 Main Page」群馬県ホームページ <http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=4582>

(28) 「世界遺産推進室」平泉町ホームページ <http://www.town.hiraizumi.iwate.jp/site/entry/cat140/cat148/cat182/post_291.php>

(29) 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会ホームページ <<http://oshiro-m.info/>>

(30) 善光寺の世界遺産登録をすすめる会ホームページ <<http://www.sekaiisan-zenkoji.com/index.html>>

リスト記載資産及び暫定リスト記載候補)がある中、世界遺産化への道程は非常に厳しい。また、世界遺産の総数が千件に近づく頃には、その上限の議論が起こることが予想されており⁽³²⁾、今後一層、登録の厳しさが増すであろう。

- ・世界遺産一覧表の信頼性と代表性を確保するために、世界遺産委員会から推薦資産の顕著で普遍的な価値と真正性の十分な説明が求められるようになり、締約国や自治体の事務負担は増加している。
- ・姫路城に対する彦根城・松本城や古都京都に対する古都鎌倉のように既に特定のテーマを代表する世界遺産が登録されている場合は、両者の相違や独自性を説明することが求められ、一層厳しさが増している。

世界遺産登録での審査が厳格化しているため、登録には大きな障害を越えねばならない。このような状況と平成20年の平泉の登録延期の影響を受け、山形県は、平成21年6月に、「出羽三山と最上川が織りなす文化的景観―母なる山と母なる川がつくった人間と自然の共生風土―」の世界遺産登録推進事業を以下のような理由を総合的に判断して中止した⁽³³⁾。

- ① ユネスコの世界遺産の登録審査が年々厳しくなっている。
- ② ドナウ川、ライン川等の著名河川との世界的、国際的な比較検討による最上川の普遍的な価値の証明が困難である。
- ③ 世界遺産登録推薦前に行なわれる国の文化財指定等の作業に膨大な時間と労力を要す

る。

- ④ 厳しい経済情勢下であり、また、県内市町村を対象としたアンケートでも事業を継続すべきとする意見は少数である。

このような世界遺産推進事業の中止は、極めて珍しい事例であるが、多くの世界遺産登録運動は、必ずしもはっきりとした登録への見通しに立って行われているわけではない。

また、世界遺産登録運動が多様化する中で、行政が世界遺産登録を推進する際に、少なくとも「世界遺産条約の大きな目的をしっかりと押さえておくことが肝要」であるとの指摘がある⁽³⁴⁾。世界遺産の輝かしさにだけ注目が集まり、世界遺産条約の意義が十分に周知されていない現状について、「紀伊山地の霊場と参詣道」(平成16年登録)の世界遺産登録に携わった和歌山県教育委員会職員は、次のように記している⁽³⁵⁾。

すなわち、遺産登録後に、地元の経済関係者から寄せられた質問の多くは、比較的短期間で暫定リストへの記載から本登録が行なわれた秘訣についてであり、資産の「顕著な普遍的価値」についてはほとんど話題に上がらなかった。そのような人々が中心となって「積極的に実施されるであろう事業の多くが、世界遺産にとって脅威となる危険性をはらんでいることは明らかである」。

(4) 世界遺産登録運動の意義

上記のように、世界遺産登録への道筋が厳しく、登録運動の目的が経済的側面に偏りすぎているという問題が指摘されている。その一方、

(31) 2009年の推薦数40件(推薦書提出後の取消・延期3件を含む)のうち、登録数13件、資産拡張3件である。World Heritage Center, *Nominations to the World Heritage List*, 2009, (WHC-09/33.COM/8B), pp.2-3. <<http://whc.unesco.org/en/sessions/33COM/documents/>>; World Heritage Center, *Report of Decisions*, 2009, (WHC-09/33.COM/20), pp.180-224. <<http://whc.unesco.org/en/sessions/33COM>>

(32) 松浦晃一郎『世界遺産―ユネスコ事務局長は訴える』講談社, 2008, p.292.

(33) 「最上川世界遺産登録について」山形県ホームページ <<http://www.pref.yamagata.jp/pickup/opinion/search/2009/06/07151847.html>>; 「世界遺産登録、「最上川」が断念、推進事業中止。」『日本経済新聞』2009.6.19; 「最上川世界遺産を断念」『日本経済新聞』地方経済面, 2009.7.11. 等

(34) 平木協夫「世界遺産へ“立候補”相次ぐ―観光まちづくりは保存が大前提」『地域開発』511号, 2007.4, p.14.

(35) 小田誠太郎「[事例研究]世界遺産登録への取組みについて」『自治体学研究』94号, 2007, p.59.

世界遺産登録運動に肯定的な見方もある。世界遺産の登録には、国内法による十分な保護のもと、顕著で普遍的な価値を有し、登録基準を満たしていることが必要な条件であるため、世界遺産登録運動の過程で、資産の保護や管理体制等の整備が行われる。その結果、世界遺産登録推進事業は、資産保護に有効に機能してきた側面がある。

また、世界遺産登録運動を推進しつつ、学校教育に活用している事例も見受けられる。佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録を目指す佐渡市は、市民憲章で「伝統と文化遺産を継承し、学びあい文化の薫り高いまち」づくりを謳っている⁽³⁶⁾。佐渡市立相川小学校では、「佐渡金銀山」の世界遺産登録運動を推進するなかで、金銀山の歴史を学び、地域への理解と愛着を深める教育を進めている。平成17年6月に金銀山パトロール隊を結成して、登下校時の児童による環境美化に取り組む等の活動をしてきた⁽³⁷⁾。また、「富士山の文化的景観」の世界遺産登録を推進する富士宮市では、例年「富士山学習発表会」を開催し、市立中学校生徒による世界遺産学習の成果を発表している⁽³⁸⁾。

世界遺産登録は、ゴールではなく、登録に向けてのプロセスが重要であるといわれる⁽³⁹⁾。世界遺産登録運動の意義として、古田陽久世界遺産総合研究所長⁽⁴⁰⁾は、「世界遺産化を考えると、また、それに向けての活動は、まさに、真の地域づくり、まちづくりそのものだ」と指摘し、世界遺産登録運動が「地域の保護と振興のバランスが図られ、持続可能な日本の地域づくりやまちづくりの発展につながれば、世界遺産登録運動は、新たな地域づくりやまちづくりの手法としても、大変、有意義である」と述べ

ている⁽⁴¹⁾。平木協夫日本経済新聞社産業地域研究所主任研究員は、仮に世界遺産になれなくても、それに準じた「日本遺産」という新たな認識がなされ、保存活動や保存施策、景観形成、質の高い観光振興につながるならば、世界遺産登録運動の意義はあると指摘する⁽⁴²⁾。このように世界遺産登録運動とは、世界遺産登録という夢を追いつつ、その成否に関わらず、地域の資産を世界遺産の基準に適合するように整備する努力を通じて、資産の保存に資し、新たな地域づくりに貢献するものであるとの見方も有力である。

世界遺産登録にどのような効果を期待するにしても、世界遺産条約の本来の目的を把握するという基本の上に、世界遺産に関わる諸活動が実行されることが望まれる。以下では、このような考え方に立って行われている世界遺産教育について紹介する。

II 世界遺産教育

1 世界遺産委員会の世界遺産教育活動

(1) 世界遺産ブームと世界遺産教育の必要性

世界遺産の認知度は極めて高く、世界遺産の登録効果として、従来著名でなかった観光地ほど観光客数の増加等の経済効果が見られる。その結果、地域振興の起爆剤として各地で世界遺産登録運動が行われている。

田淵五十生奈良教育大学教授は、世界遺産ブームの現状と世界遺産教育への低い認知度というギャップがあり、その背景には「世界遺産条約」の真意が理解されていない社会状況があることを指摘し、こうした状況に対処するために世界遺産教育の必要性を提唱している⁽⁴³⁾。

36) 「佐渡市の市民憲章」佐渡市ホームページ〈<http://www.city.sado.niigata.jp/admin/profile/state/index.shtml>〉

37) 「[街ふれあい]市長に環境美化協力要請」『読売新聞』2005.12.20.

38) 「児童・生徒の学習」富士宮市ホームページ〈<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/isan/sekai-jidou.htm>〉

39) 渡辺悌二ほか「観光の視点からみた世界自然遺産」『地球環境』13(1), 2008, p.127.

40) 「シンクタンクせとうち総合研究機構」の附属機関〈<http://www.wheritage.net/sri.html>〉

41) 古田ほか監修 前掲注(12), pp.6-7.

42) 平木 前掲注(34), p.16.

世界遺産教育の意義について、松浦晃一郎前ユネスコ事務局長は、『若者の手にある世界遺産 学び、育み、行動する 教師用教材 2002年版』の序文で、この教材の目的とともに次のように述べた⁽⁴⁴⁾。

すなわち、世界遺産条約が採択されてから、国際社会は、貴重で再生不可能な文化遺産・自然遺産の消滅の防止に関わるようになった。世界遺産の未来は、将来の指導者であり、政策決定者である若者たちにかかっている。世界遺産教育を通して、子どもたちは、文化遺産と自然遺産を保護するための有効な活動に関わりを持ち、それを一層高めるような新たな方法を見出すことができるだろう。そうした努力は、現世代だけでなく、将来の世代にとっても有益である。世界遺産教育は、アイデンティティーの再確認、相互尊重、対話、多様性の中の統一、連帯、及び積極的な文化間交流を支援している。この教材を活用することで、若者たちの間に世界の他の人々との信頼や相互理解、連帯の空気が醸成されることであろう。

以下、世界遺産教育の概要について紹介する。

(2) 世界遺産委員会での世界遺産教育の開始

(i) 概要

当初はユネスコの世界遺産の支援活動の中から世界遺産教育が見落とされていたといわれ、ユネスコ世界遺産委員会が、公式の活動として、世界遺産教育事業を開始したのは、1994年からであった⁽⁴⁵⁾。ユネスコが世界遺産教育を開始した背景には、1990年代に入り「ツーリズムによる景観破壊、生態系の切断などの被害を受ける世界遺産が増加した」ことがあると

される⁽⁴⁶⁾。1990年代の危機遺産数の急増、特に1992年の危機遺産リスト記載数の突出によりそのことを傍証することができる(図7)。

世界遺産委員会は、世界遺産教育の目的として、次の4点を挙げている⁽⁴⁷⁾。

- ① 若者たちに、その地域と世界にある遺産の保存に関わることを奨励すること
- ② 世界遺産条約の重要性を認識させ、若者たちが文化の相互依存性を理解することを促進すること
- ③ 教育課程に世界遺産教育を導入し、強化するための新しい、効果的な教育手法、教育方法及び教材を開発すること
- ④ 国家レベル・国際レベルで世界遺産教育を促進するにあたって、教育家、遺産専門家、環境専門家、締約国、開発担当者その他の関係者間で新たな共同行動を築くこと

これらの目的を実現するために、世界遺産委員会は、ユネスコ協同学校を通じての世界遺産教育の普及、世界遺産青少年フォーラムの開催、世界遺産教育教材の作成・ユネスコ協同学校(UNESCO Associated Schools)への教材の配布等を行ってきた。なお、世界遺産委員会が「作業指針」で規定する世界遺産の普及啓発・教育の枠組みは、世界遺産委員会による支援活動と締約国による世界遺産の普及啓発活動に分けることができる(表5)。

(ii) パイロット・プロジェクトの開始

若者たちを対象とする世界遺産教育は、世界遺産センター(事務局)と「ユネスコ協同学校」の協力により1994年にパイロット・プロジェクト(実験事業)として開始された。

「ユネスコ協同学校」は、我が国では「ユネ

(43) 田淵五十生「世界遺産教育とその可能性—ESDを視野に入れて—」『国際理解教育』vol.15, 2009.6, p.88.

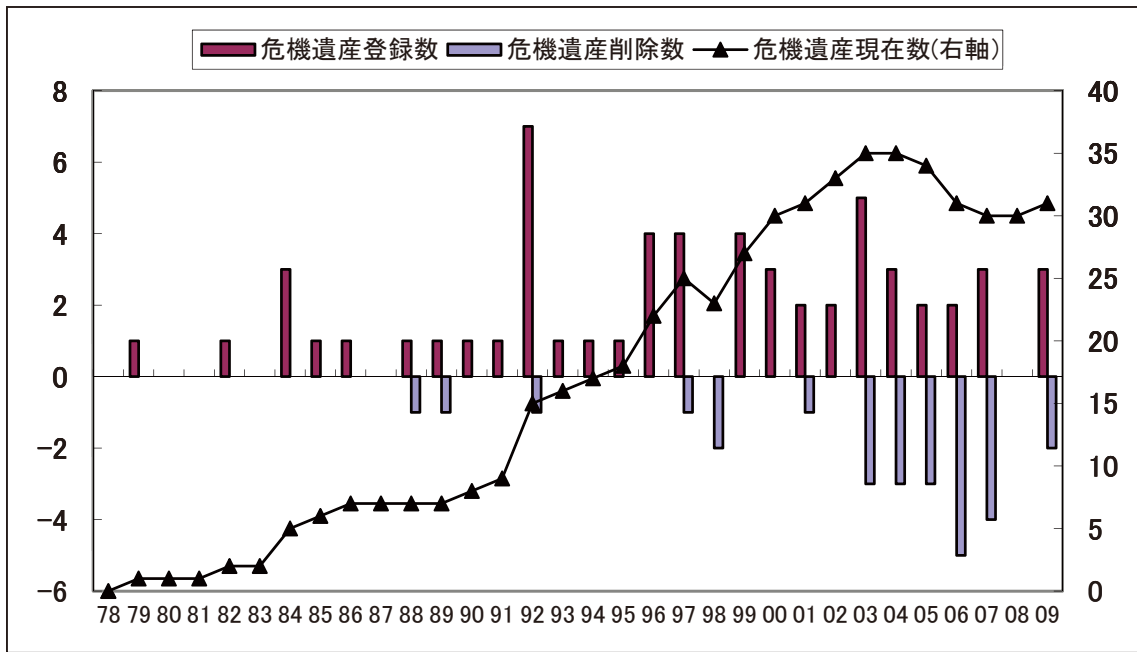
(44) UNESCO, *World Heritage in Young Hands, to Know, Cherish and Act: an educational resource kit for teachers*, 2002, pp.3-4.

(45) World Heritage Center, "World Heritage Education" <<http://whc.unesco.org/en/activities/479>>

(46) 田淵 前掲注(43), p.96.

(47) World Heritage Center, *op.cit.* (45)

図7 危機遺産数の推移



(出典) “World Heritage List Statistics” 世界遺産委員会ホームページ 〈<http://whc.unesco.org/en/list/stat>〉等に基づき筆者作成

表5 世界遺産の普及啓発と教育

	活動内容
世界遺産委員会の活動	・教材、教育活動、教育プログラムの開発の奨励・支援 (第219段落)
	・世界遺産教育教材「若者の手にある世界遺産」(World Heritage in Young Hands)の作成・出版(同教材は、中等学校での利用を目的とするが、他の教育レベルにも準用できる。)(第221段落)
	・世界遺産基金による国際的援助 (第222段落)
締約国の活動	・世界遺産の普及啓発活動 (第217段落)
	・普及啓発の内容:世界遺産の保存の必要性、世界遺産条約、世界遺産を脅かす危険 (第217段落、第218段落)
	・教材、教育活動、教育プログラムの開発 (第219段落)
	・学校、大学、博物館、その他の地域、国の教育機関の参加 (第220段落)
	・世界遺産基金による国際的援助の要請 (第222段落)

(出典) 「作業指針」に基づき筆者作成

スコ・スクール」と呼ばれ、「ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整をはかる共同体として発足」した国際的な学校ネットワークである。当初15か国33校で始まり、現在179か国、約8,500校が参加している。2010年1月現在のわが国の参加校は、136校の幼稚園、小・中・高等学校及び教員養成学校である。参加校は、ユネスコが掲げる活動テーマを協同で実施し、またネットワークを通じて、

参加校同士の交流を図る。⁽⁴⁸⁾

現在、「ユネスコ協同学校」は、①貧困、飢餓、人口問題などの地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育の4分野を基本テーマとし、またテーマとして世界遺産教育の可能性を挙げている。⁽⁴⁹⁾

世界遺産教育の当初の活動は、1994年に開始された「世界遺産の保存と促進への若者たちの参加」(Young People's Participation in the World

(48) 「ユネスコ・スクールとは」ユネスコ・スクール公式サイト 〈http://www.unesco-school.jp/?page_id=34〉

(49) 「ユネスコ・スクールの4つの基本分野」ユネスコ・スクール公式サイト 〈http://www.unesco-school.jp/?page_id=125〉

Heritage Preservation and Promotion) と呼ばれる 2 年間 (1994-1995 年) のパイロット・プロジェクトであった。

このプロジェクトの目的として、次のことが掲げられた⁽⁵⁰⁾。

- ・ 若者たちに世界遺産条約と保護されるべき文化遺産・自然遺産の重要性に気づかせること。
- ・ 世界遺産条約と文化遺産・自然遺産の教育を強化し、各地の社会・文化環境に適した教材の作成を援助すること。
- ・ 世界遺産地の訪問といった課外活動を含む総合的な教育手法を開発すること。
- ・ 2 か国間の協力協定を含む参加国間の協力を強化し、教育手法や学習教材に関する情報交換を行うこと。
- ・ 将来の納税者であり、政策決定者でもある若者たちと現在の政策決定者との間で、世界遺産の重要性に関する対話を促進すること。

パイロット・プロジェクトの具体的な活動は、①「ユネスコ協同学校」への参加国から選ばれた国々からなる「地域間パイロット・プロジェクト」、②「世界遺産青少年フォーラム」の 2005 年の開催、③世界遺産教材の作成検討であった。「地域間パイロット・プロジェクト」は、「ユネスコ協同学校」に参加している国から選ばれた 25 か国 (1994 年 8 月現在) の学校において、世界遺産について学習するという草の根レベルの活動である⁽⁵¹⁾。1994 年 12 月の第 18 回世界遺産委員会 (タイ、プーケット) で、ユネスコ副事務局長から、この革新的なプロ

ジェクトは満足すべきものであるというユネスコ事務局長の声明が伝えられた⁽⁵²⁾。

(iii) 世界遺産青少年フォーラム

プロジェクトの活動のひとつである世界遺産青少年フォーラム (World Heritage Young Forum) が、1995 年 6 月にノルウェーのベルゲンで開催された。フォーラムは、若者たちが世界遺産について議論する最初の国際的な会合であり、その目的は、学校授業や課外活動を通して行われる世界遺産の普及啓発の世界的発展を訴えることであった⁽⁵³⁾。

フォーラムには、29 か国から教員 29 人と生徒 60 人が参加し、世界遺産保存等の課題について討論が行われ、適切な世界遺産教材や世界遺産教育に関する長期計画の必要性が提案された。また、参加校生徒が制作した世界遺産の模型の展示が行われた。フォーラムの成果は、その後のユネスコの活動に影響を与え、次年度の教材作成等の決定につながった。⁽⁵⁴⁾

また、スペインのグループによって、世界遺産の標章を基にパトリモニト (Patrimonito: 小さな遺産) というキャラクターが作られた。パトリモニトは、若い遺産保護者として、世界遺産教育のアニメ教材 (「パトリモニトの世界遺産冒険」 "Patrimonito's World Heritage Adventures") に登場する等、世界遺産保護の普及啓発のために使われている⁽⁵⁵⁾。

このようにフォーラムは、世界各地から集まったユネスコ協同学校の教員・生徒にその経

⁽⁵⁰⁾ World Heritage Center, *Young People's Participation in the World Heritage Preservation and Promotion*, 1994.11, (WHC-94/CONF.003/INF.11), p.5. <<http://whc.unesco.org/en/sessions/18COM/documents/>>

⁽⁵¹⁾ *ibid.*, p.4.

⁽⁵²⁾ World Heritage Center, *World Heritage Committee, 18th session, Phuket, Thailand, 1994.12.12-17*, (WHC-94/CONF.003/16), p.3. <<http://whc.unesco.org/en/sessions/18COM/documents/>>

⁽⁵³⁾ World Heritage Center, *op.cit.* (50), p.9.

⁽⁵⁴⁾ World Heritage Center, "World Heritage Young Forum (1995)" <<http://whc.unesco.org/en/activities/132>> 参加国は、アメリカ、ブラジル、カナダ、クロアチア、エジプト、インド、ニュージーランド、ロシア、ノルウェー、スペイン、セネガル等である。

⁽⁵⁵⁾ World Heritage Center, "Patrimonito" <http://whc.unesco.org/pg_friendly_print.cfm?cid=280&id=50&> 2002 年、世界遺産条約 30 年に ASP 参加校の生徒による絵コンテ・コンテスト優秀作品をアニメ化したビデオが作成され、以後 8 作品が作られている。

験や考えを交換する機会を提供し、参加者の発想によって世界遺産教育が発展することに貢献した⁽⁵⁶⁾。以後、世界遺産青少年フォーラムは、大阪（1998年）やロシア（2002年）で国際フォーラムとして開催されるとともに、ヨーロッパ地域（1996年、クロアチア）、アフリカ地域（1996年、ジンバブエ）、アジア太平洋地域（1997年、中国、及び2007年、ニュージーランド）、イベロ・アメリカ地域（2009年、スペイン）のように地域ごとに開催されている。

また、「奴隷貿易」（セネガル、1999年）、「持続可能な観光」（ペルー、2001年）といったテーマを掲げて開催されたこともある。セネガルには、「負の遺産」といわれる奴隷貿易の拠点であった世界遺産「ゴレ島」がある。セネガルで1999年に開催されたフォーラムでは、このアフリカの悲劇の歴史を若者たちに伝える教育が提唱された⁽⁵⁷⁾。

(3) 教師用教材『若者の手にある世界遺産』の作成

パイロット・プロジェクトの成功を受けて、「世界遺産の保存と促進への若者たちの参加」プロジェクトの継続がユネスコ総会（1996年）で承認され⁽⁵⁸⁾、プロジェクトの目的として、①世界遺産や世界遺産の保存に関して青少年を啓発し、また、②世界遺産の保存のために必要

不可欠な伝統的技術や新しい保存方法への関心を育成することが明記された⁽⁵⁹⁾。

また、世界遺産教育がユネスコ協同学校事業の下に予算化され、事業への参加国や参加校の拡大が謳われた。また、1995年の世界遺産青少年フォーラムの提案を受けて教師用教材の作成が決定された。⁽⁶⁰⁾

1998年に英語版とフランス語版の教師用教材『若者の手にある世界遺産』の初版が、次いで2002年に第二版が出版された。教材の作成に至るまでには、青少年フォーラムで議論が重ねられ、各国から参加した教師や生徒の意見が反映されるように配慮された。

すなわち、第2回青少年フォーラム（第1回ヨーロッパ地域世界遺産青少年フォーラム、1996年、クロアチア）で5分野からなる教材草案が作成され⁽⁶¹⁾、第3回青少年フォーラム（第1回アフリカ地域世界遺産青少年フォーラム、1996年、ジンバブエ）で教材草案を構成するテーマ（世界遺産条約、アイデンティティー、観光、環境、平和）や教育手法について議論された⁽⁶²⁾。更に第4回青少年フォーラム（第1回アジア地域世界遺産青少年フォーラム、1997年、北京）で草案の修正が行なわれた⁽⁶³⁾。

1998年に刊行された英語版とフランス語版は、1999年に130か国、約700のユネスコ協同学校に配布された。教材は、現在では、30の

⁽⁵⁶⁾ UNESCO, *UNESCO Young People's World Heritage Education Project*, 2001. <<http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001324/132481eb.pdf>>

⁽⁵⁷⁾ World Heritage Center, "World Heritage Youth Forum and the Trans-Atlantic Slave Trade" <<http://whc.unesco.org/en/activities/139>>

⁽⁵⁸⁾ UNESCO, Circular Letter No.1 (1996), (CL/3/96), 1996.2.20. <<http://whc.unesco.org/circls/cir96-1e.htm>>

⁽⁵⁹⁾ UNESCO, *Approved Programme and Budget for 1996-1997*, (28 C/5 Approved), Paris, January 1996, p.115. <<http://unesdoc.unesco.org/images/0010/001036/103627E.pdf>>

⁽⁶⁰⁾ *ibid.*, p.116. 参加国25か国の参加校数の増加と事業対象地域の全地域への拡大が謳われ、「世界遺産教育」教師用教材（冊子・映像）の作成と教材を1996-1997年にかけて300校に、計画終了までに1,000校に配布することが決定した。

⁽⁶¹⁾ World Heritage Center, "The KIT: World Heritage in Young Hands" <<http://whc.unesco.org/en/educationkit/>>

⁽⁶²⁾ World Heritage Center, "First African World Heritage Youth Forum (1996)" <<http://whc.unesco.org/en/activities/129>>

⁽⁶³⁾ World Heritage Center, *op.cit.* (61)

言語に翻訳され活用されている。⁽⁶⁴⁾

また、太平洋地域のための世界遺産教材『太平洋地域の世界遺産、若者の手にある未来』が2008年にニュージーランド国内ユネスコ委員会によって出版されている⁽⁶⁵⁾。

日本語版は、平成12(2000)年に屋久島環境文化財団の協力の下、鹿児島県により『若者の手にある世界遺産 学び、育み、行動する 教師用世界遺産教材』として翻訳され刊行された⁽⁶⁶⁾。

(4) 教師用教材『若者の手にある世界遺産』の概要

教師用教材『若者の手にある世界遺産』(以下、この項では「教材」)に基づく世界遺産教育の特色は、総合的・学際的な教育手法、多教科に跨る学習内容、行動を通して学ぶという、生徒たちの主体性の重視にある。

教材の「世界遺産の教育手法」の章では、討議、調査、実習、視覚授業、世界遺産現地見学、ロールプレイの6つの手法が提唱され、生徒たちの学習への主体性を尊重するという方針が貫かれている。

教材は、次の6章から構成されている。

- ・世界遺産の教育手法
- ・世界遺産条約
- ・世界遺産とアイデンティティー (私たちの同一性・存在)
- ・世界遺産と観光
- ・世界遺産と環境

・世界遺産と平和の文化

教材の各章は、世界遺産を学習する上でいづれも重要な分野である。世界遺産教育は、世界遺産そのものについて学ぶだけでなく、世界遺産の保存に深く関係する観光・環境・平和と世界遺産との関係について多角的な視点から学習することが強調されている。学習方法は、それぞれ対立する立場にある役割を演ずることを目標とするロールプレイ、若者たちの身近にある資産から世界遺産を推薦する実習、異文化への理解を深めるための他文化に属する世界遺産の学習、世界遺産周遊ルートの作成等、楽しみながら、かつ主体的に学べるような工夫が凝らされている(表6)。

世界遺産の課題は、様々な分野に関わっているため、教材も地理、歴史、外国語、美術、生物、数学等の多くの授業科目で活用が可能であり、また、教材は、学校ばかりでなく、遺産の専門家やそれ以外の遺産関係者にも有益なものである⁽⁶⁷⁾。

2 我が国の世界遺産教育

我が国では、社会教育として、各地で自治体による市民講座や世界遺産総合研究所の「世界遺産講座」⁽⁶⁸⁾が開催され、また和歌山県世界遺産センターの「世界遺産セミナー」⁽⁶⁹⁾や白神山地世界遺産センター(環境省)の「自然観察会」や「子どもパークレンジャー」の環境教育⁽⁷⁰⁾

⁽⁶⁴⁾ *ibid.*

⁽⁶⁵⁾ New Zealand Commission for UNESCO, *Our Pacific Heritage: The Future in Young Hands*, 2008. <<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-54-21.pdf>>

⁽⁶⁶⁾ UNESCO『若者の手にある世界遺産 学び、育み、行動する 教師用世界遺産教材』鹿児島県, 2000. <<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-54-5.pdf>>

⁽⁶⁷⁾ World Heritage Center, *op.cit.* (61)

⁽⁶⁸⁾ 「世界遺産講座のご案内」世界遺産総合研究所ホームページ <<http://www.wheritage.net/shucchoukouza.html>>

⁽⁶⁹⁾ 「センター主催イベント」和歌山県世界遺産センターホームページ <<http://www.sekaisan-wakayama.jp/event/index.html>>

⁽⁷⁰⁾ 「情報提供・環境教育活動」白神山地世界遺産センターホームページ <http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/tohoku/banner/10/03_teikyuu.html>

表6 教師用教材『若者の手にある世界遺産』の特色

教材の構成テーマ	特色	
世界遺産の教育手法 ・ 討議 ・ 調査 ・ 実習 ・ 視覚授業 ・ 世界遺産現地見学 ・ ロールプレイ	<p>○討論：世界遺産について考え、話し合う。</p> <p>○調査：世界遺産について本やインターネットで調べる。</p> <p>○実習：活動用シートを用いながら主体的な行動を通して学ぶ。</p> <p>○視覚授業：写真や映画、ビデオにより世界遺産を視覚的に学ぶ。</p> <p>○世界遺産現地見学：身近にある世界遺産を見学する。見学ではスケッチを行い、勤務者等の関係者から話を聞く。博物館の見学時に陶芸、機織のような工芸製作の学習体験ができる場合は、それに参加する。</p> <p>○ロールプレイは、世界遺産が直面している保存に関係する様々な場面—世界遺産リストへの記載決定、保存か開発かの選択（古い民家の解体、新しい道路建設等）、保護・管理計画、広報キャンペーン等の場面—を想定して、生徒たちは、各関係者の立場を代表し、議論のうえ、問題の解決方法を見出す。提案された解決方法は民主的に生徒たちにより選択される。結果の是非を生徒たち自らが評価する。生徒たちは、発表者ではなく問題点は何かに傾聴するようにし、教師は生徒の自主性に任せるようにする。</p> <p>ロールプレイにより生徒たちは平和的解決方法を身に付けた市民となるように学習する。</p>	
世界遺産条約	生徒たちは、自国内にある資産を選び世界遺産に推薦するという実習を行う。世界遺産条約に至る経緯（アブシンベル神殿のアスワンダム建設による水没からの国際救済支援活動）、世界遺産の種類・特徴、世界遺産リスト、世界遺産の評価基準、世界戦略、危機遺産等を学習する。	
アイデンティティー	世界遺産に住む人々の文化的アイデンティティーを理解することは、世界遺産教育にとって重要である。世界遺産を知ることで、世界遺産を形成、維持してきた人々や文明の考え方や価値観を理解する端緒となる。「ウルル・カタジュタ国立公園」を聖地とするアボリジニ等の先住民やノルウェーの木造建築（ベルゲンにあるブリッゲンの木造家屋）等の事例から文化的、社会的アイデンティティーについて学習する。	
観光	観光客数等のデータを示して、観光が世界遺産に及ぼす影響を理解させる。悪い観光マナーの事例や世界遺産の長期保存に有効な「持続可能な観光」を学習する。活動用シートを作成し、世界遺産を訪問する。または映像教材により世界遺産ヴァーチャル・ツアーを行う。	
環境	生徒と共に遺産地域周遊ルート（自然遺産ルート、文化遺産ルート、花鑑賞ルート等）を作成する。生徒たちに自分の国や地域で起きている環境問題を調べさせる。世界自然遺産について学ぶ。「生物多様性条約」、「気候変動に関する国際連合枠組条約」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」等の国際的な環境保護の取組みについて学習する。持続可能な開発について理解させる。	
平和の文化	「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」（ユネスコ憲章前文）の学習。	カナダとアメリカ合衆国の国境を挟み存在する国境を越える世界遺産「ウォータートン＝グロシア国際平和公園」、地域紛争により野生動物が危機の状態にあるコンゴ民主共和国の自然公園、15世紀から19世紀の奴隷貿易基地「ゴレ島」（セネガル）、広島「原爆ドーム」、「アウシュビッツ収容所」等の「負の遺産」等、世界遺産から平和の文化を学習する。

（出典） UNESCO『若者の手にある世界遺産 学び、育み、行動する 教師用世界遺産教材』鹿児島県，2000。（原書名：UNESCO, *World Heritage in Young Hands: an educational resource kit for teachers*, 1998.）に基づき筆者作成

等が行われている。学校教育では、多くの大学で世界遺産の講座⁽⁷¹⁾が設置されている。世界遺産を保有する自治体では、学校現場で世界遺産教育が実践されつつある。また、世界遺産を

使用した世界遺産教育のための教材化の試みが提唱されている⁽⁷²⁾。以下では、学校教育での実践事例として、奈良市教育委員会の取組みを取り上げたい。

(71) 「世界遺産と大学」シンクタンクせとうち研究機構ホームページ〈<http://www.dango.ne.jp/sri/university.html>〉

(72) 竹内健悟・牧田肇「教材としての白神山地」『地球環境』13(1), 2008, pp.37-38. 等

(1) 世界遺産「古都奈良の文化財」の特色

奈良市では、「古都奈良の文化財」が平成10年に世界遺産に登録されたのを契機に平成12年に世界遺産学習教材を作成し、奈良の世界遺産を訪れ親しむという世界遺産学習を始めた。奈良市の世界遺産教育の基盤は、世界遺産「古都奈良の文化財」そのものにあるため、まず、その意義と特色を確認しておきたい。

「古都奈良の文化財」には、次のような意義と特色がある。

① 登録の意義

「古都奈良」の世界遺産登録の意義は、構成資産に「正倉院正倉」、「特別史跡平城宮跡」、「春日山原始林」の三つが含まれたことにあるといわれる⁽⁷³⁾。宮内庁管理下にある正倉院正倉、桂離宮、京都御所、陵墓等の皇室用財産は、文化財保護法の適用を受ける文化財ではないが、世界遺産登録には、国内法による保護が必要なため、正倉院正倉が推薦前に国宝に指定された⁽⁷⁴⁾。平城宮跡は、埋蔵文化財として我が国で初めての世界遺産である。春日山原始林は、古代から神の降臨する山として神聖視された春日山・御蓋山から春日大社にかけて広がる狩猟・伐採が禁止された原始林であり、文化的要素と自然とが融合した文化的景観の概念が適用される、「紀伊山地の霊場と参詣道」や「石見銀山遺跡とその文化的景観」に先立つ世界遺産である⁽⁷⁵⁾。

② 戦火を免れて残った世界遺産

「古都奈良」は、度重なる戦火や戦災という危機を免れて辛うじて現在に継承された世界遺産である。第二次世界大戦中に仏像等の文化財

は、戦災の被害から逃れるために山中の洞窟に避難されたと伝えられており、「もし歴史的建造物が焼失しておれば、それらの仏像は博物館のガラスケースの中に入れて、美術品としてガラスごしに鑑賞されているだろう。」と田淵教授は記す⁽⁷⁶⁾。消滅の危機を逃れて、現在に継承されてきたという点で、奈良の世界遺産は、京都等の他の世界遺産と同様に貴重なものである。

③ 住民運動と「古都奈良」

「古都奈良」の保存継承が図られた背景には、平城宮跡のような重要な埋蔵文化財を脅かす道路開発計画に反対する住民運動があったことがあげられる。かつて平城京跡の近鉄検車庫設置計画（昭和36年）、平城京跡の国道24号線奈良バイパス計画（昭和39年）等に反対する住民運動があった⁽⁷⁷⁾。

世界遺産登録以後には、京奈和自動車道大和北道路の平城宮跡地下トンネル計画に対する、「平城京を守る会」⁽⁷⁸⁾による反対運動がある。世界遺産委員会では、「古都奈良」への脅威となる二つの問題—京奈和自動車道地下トンネル建設計画と平城宮跡を会場とする「平城遷都1300年祭」⁽⁷⁹⁾の大規模イベントが議論された。「平城京を守る会」は、世界遺産委員会への提訴やオブザーバーとしての参加等、積極的な活動を行ってきた。

2007年の世界遺産委員会（ニュージーランド、クライストチャーチ）は、大和北道路の変更ルート（平城宮跡コアゾーン内からの変更）について、「コアゾーンの外側でバッファゾーンの周囲

(73) 浜田博生「奈良大好きな市民が進めた世界遺産登録の運動とその後」『明日への文化財』(51), 2004.1, p.17.

(74) 「奈良6社寺など世界遺産 正倉院、国宝に 文化庁推薦へ」『朝日新聞』1997.4.19.

(75) 文化遺産オンライン『世界遺産一覧表記載推薦書「古都奈良の文化財」』1997.6, pp.14-15. <<http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/suisensyo/nara/start-j.html>>

(76) 田淵五十生・中澤静男「ESDを視野に入れた世界遺産教育—ユネスコの提起する教育をどう受けとめるか—」『教育実践総合センター研究紀要』(16), 2007.3, p.65.

(77) 石部ほか 前掲注(2), pp.77-86.

(78) 「守る会・活動の記録」奈良世界遺産市民ネットワークホームページ <<http://www3.ocn.ne.jp/~nsih2001/katudoukiroku081106.htm>>

(79) 平城遷都1300年祭ホームページ <<http://www.1300.jp/>>

(periphery)」と微妙な表現をとりつつ満足の意を表明するとともに、平城遷都 1300 年祭のための平城宮跡での大規模なイベント利用については、遺跡保存への潜在的な危険があるとの見解を示し、計画の見直しを求めた⁽⁸⁰⁾。同委員会では、奈良県都市計画審議会の政府からの非独立性、地下水位変動を測定した専門調査の信頼性の欠如、人口減少化における高速道路の必要性への疑問等を内容とする「平城京を守る会」からの書簡(2007.3.10)が紹介された⁽⁸¹⁾。2009年の世界遺産委員会は、我が国政府からの報告に基づき、大和北道路建設による平城京跡の地下水位変動を監視するシステム完成の具体的スケジュールを要請し、また、平城遷都 1300 年祭の仮設建造物には埋蔵文化財と景観への悪影響はないであろうという点に注目するとともに、撤去時期の確定を要請した⁽⁸²⁾。

このように「古都奈良」には、世界遺産登録後も続いている道路開発・観光開発と住民による保存運動との対立がある。ユネスコの世界遺産教材に取り上げられている平和的解決方法を学習する教材としての可能性を持っているといえる。

次にこのような特色を有する世界遺産を持つ奈良市の世界遺産教育の概要を紹介する。

(2) 奈良市の取組み

(i) 世界遺産学習の推進体制

奈良市では、平成 19 年から新しい世界遺産

教育に取り組んでいる。同市は、世界遺産教育を始めるにあたって、奈良教育大学、奈良国立博物館、奈良文化財研究所、東大寺、奈良観光ボランティアガイドの会、奈良市教育委員会等を構成員とする「新しい世界遺産学習構築のための検討委員会」(以下「検討会」)を設置し、世界遺産教育の目標、学習方法、教材等について検討した。複数の関係機関を構成員とした理由は、各機関が連携することで、「文化財に対する多様な見方・考え方が交流」され、「新しい教育の意義や共通の目的を見出し、世界遺産学習に反映させることができる」という点にあった⁽⁸³⁾。

また、新しい世界遺産教育の実施以後に、小・中・高等学校の教職員等を対象に実践研究会が開催され、各学校から社会科、国語科、外国語活動、「総合的な学習の時間」等の多様な授業や課外授業における取り組み事例が報告された⁽⁸⁴⁾。高等学校では対立的な問題を学習に取り込んでいたケースもあり⁽⁸⁵⁾、保存と開発といった課題を教材とすることは、平和的解決方法の学習に有用と思われる。それを受けて、検討会(平成 20 年度から「世界遺産学習推進委員会⁽⁸⁶⁾」)では、各学校における取組みへの評価・アドバイスと世界遺産教育の研究が行なわれている。このように、世界遺産教育の実践にあたって、大学、博物館、寺社、ボランティア団体等の関係機関が一体となって、学校での取組みを支援し、学校との連携を図りつつ、世界遺産学習の推進・

⁽⁸⁰⁾ World Heritage Committee, *Decisions Adopted at the 31st Session of the WHC*, (WHC-09/31.COM/24), pp.94-95. <<http://whc.unesco.org/en/sessions/31COM>>

⁽⁸¹⁾ World Heritage Committee, *State of conservation of World Heritage properties inscribed on the World Heritage List*, (WHC-07/31.COM/7B), p.159. <<http://whc.unesco.org/en/sessions/31COM/documents/>>

⁽⁸²⁾ World Heritage Committee, *Report of Decisions*, (WHC-09/33.COM/20), pp.117-118. <<http://whc.unesco.org/en/sessions/33COM>>

⁽⁸³⁾ 中澤静男「世界遺産教育の構築—奈良市教育委員会における取り組み」『国際理解教育』vol.15, 2009.6, p.109.

⁽⁸⁴⁾ 『第 1 回奈良市世界遺産学習実践研究会』平成 20 年 2 月 23 日開催; 『第 2 回奈良市世界遺産学習実践研究会』平成 21 年 1 月 11 日開催 <<http://www.naracity.ed.jp/gakkou-kyouiku/sekaisan/index.html>>

⁽⁸⁵⁾ 『第 1 回奈良市世界遺産学習実践研究会』同上, pp.43-44.

⁽⁸⁶⁾ 構成員: 奈良教育大学、奈良国立博物館、奈良文化財研究所、東大寺、奈良観光ボランティアガイドの会、市立小中学校、奈良市教育委員会

充実が図られている⁽⁸⁷⁾。

(ii) 奈良市の世界遺産教育の体系

世界遺産教育を教育現場に適用する場合、学習指導要領（小・中・高等学校、社会）に定める地域学習の視点から、身近にある世界遺産を教材として活用することや新学習指導要領（小学校、6学年社会）⁽⁸⁸⁾の規定に従い、我が国を代表する文化遺産である「世界文化遺産」を歴史学習に使用すること等が考えられる。しかし、世界遺産そのものが教材としての多様性を有しているため、社会科での学習には限界がある。また、「総合的な学習の時間」（学習指導要領（総則））のなかで、「地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動」として実施されうる。しかし、「総合的な学習の時間」は、あらゆる分野に跨るため、世界遺産に関する取り組みの実態が見えにくいともいわれる⁽⁸⁹⁾。

こうした課題を踏まえて、奈良市では次のような考えに基づき世界遺産教育を体系化した⁽⁹⁰⁾。

- ① 世界遺産のある「奈良のよさ」を子供たちに感動をもって認識させる。
- ② 世界遺産教育を「世界遺産についての教育」、「世界遺産のための教育」、「世界遺産を通しての教育」に三分類し、「世界遺産を通しての教育」で、「国際理解」、「平和」、「環境」、「人権」を学習し、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）への発展を目指す。

(iii) 「奈良のよさ」の認識

奈良市は、「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録されたのを機に、平成12年に世界遺産学習資料『世界遺産のあるまち奈良』を刊行して世界遺産教育を実施してきた実績がある。しかし、この学習資料が単なる文化財のガイドブックであり、子どもたちに「本当の奈良のよさ」を伝えることに成功していないことが指摘された⁽⁹¹⁾。また、奈良の子どもたちにとって、世界遺産である寺社や奈良公園の鹿は余りに日常的な存在で、そのよさが気づかれにくく、この「近くて遠い世界遺産」をどのように学ばせるかが課題とされた⁽⁹²⁾。このような視点に立って世界遺産学習教材『奈良大好き世界遺産学習』と『奈良大好き世界遺産学習ティーチャーズガイド』が平成20年8月に作成され、さらに『奈良大好き世界遺産学習ティーチャーズガイドⅡ』が平成21年10月に作成されている⁽⁹³⁾。

(iv) 世界遺産教育の分類

世界遺産教育は、①それぞれの世界遺産について学習する「世界遺産についての教育」、②世界遺産を保存・継承する意義・方法を学習する「世界遺産のための教育」、③世界遺産を切り口に「環境」、「国際理解」、「平和」、「人権」といった世界的な諸課題を学習する「世界遺産を通しての教育」に分類され、「世界遺産を通しての教育」は、ESD⁽⁹⁴⁾に結びつくものとされた。こうして、奈良市の世界遺産の学習目標は、地域アイデンティティーである「奈良のよさ」を基軸として、地域学習→世界遺産学習→

(87) 中澤 前掲注(83), p.120.

(88) 「新しい学習指導要領」文部科学省ホームページ〈http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sya.htm#6gakunen〉

(89) 祐岡武志ほか「世界遺産教育実践の事始め—ユネスコ『教師用世界遺産教育教材』を素材として—」『教育実践総合センター研究紀要』(16), 2007.3, p.208.

(90) 中澤 前掲注(83), pp.106, 109.

(91) 同上, p.111.

(92) 田淵 前掲注(1), p.291.

(93) 奈良市学校教育情報通信ネットワークまなび・かがやきネット「奈良市世界遺産学習」〈<http://www.naracity.ed.jp/gakkou-kyouiku/sekaiisan/index.html>〉

環境・国際理解・平和・人権教育→ESD というように発展的に体系づけられた。⁽⁹⁵⁾

(v) 世界遺産教育とESDの共通性

世界遺産教育とESDの共通性が指摘されている⁽⁹⁶⁾。

ESDの目指す「持続可能な社会の大まかなイメージ」は、「①世代間の公平(子どもたちの世代に同じものを残せるか?)、②世代内の公平(いま世界に生きるすべての人々にとって公平な社会かどうか?)、③経済・社会・環境の3分野の調和」であると説明されている⁽⁹⁷⁾。

世界遺産からみたESDとの共通点として、次のことをあげることができる。

- ① 「遺産」とは、「後世に継承されるべきもの」を意味する時間的概念である。世界遺産条約が世界遺産を保護し、保存し、整備し、将来の世代へ伝えることを締約国の義務としているように、世界遺産は、現在の人々のものであるとともに将来の人々のものでもある。
- ② 世界遺産は、人類共通の宝であり、また、世界遺産リストの代表性を維持するためには、世界遺産が特定の地域・国や特定の文明・文化に偏在しないように地域の均衡と主題の均衡を図る必要がある。世界遺産委員会は、世界遺産リストの不均衡の是正及び代表性、信頼性の確保に係る世界戦略(グローバル・ストラテジー)を進め、その結果、世界遺産リストは、文化の多様性を象徴する世界遺産

の目録となっている。

- ③ 危機遺産となった要因は、自然災害、開発、紛争、密猟、保護管理の不備等であり、世界遺産の保存は、環境や平和の課題に直結している。世界遺産の多くは、そこで住民が生活する「生きている遺産」であり、地域社会そのものである。世界遺産の関係者(住民、行政、観光業者等)は、保存と開発(経済活動)の選択・調整という問題に日常的に直面している。世界遺産の持続可能性は、遺産の保存、住民等の関係者の福利、世界遺産に係る経済活動(観光等)の三つの調和の上に成り立っている。

奈良市は、このような世界遺産教育とESDの共通性に着目して、①奈良のよさを深く理解し、奈良を誇りに思う子どもの育成、②文化遺産や自然遺産を尊重する態度の育成、③国際理解や環境、平和等の現代的な諸課題を学ぶ力の育成を世界遺産学習の目標とした⁽⁹⁸⁾。また、教育の継続性を確保するために、平成20年度から、それまで小学5年生でのみ実施していた世界遺産学習の対象学年を中学3年生へと広げ、年間10～15時間の学習を実施している⁽⁹⁹⁾。

(vi) 今後の動向

「奈良市教育ビジョン」(平成21年5月)では、教育目標「めざす子ども像」のひとつとして、世界遺産のある奈良のよさを発見し、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育てることを掲げた。このビジョンでは、次のような具体的施策を定め、世界遺産教育の一層の充実を

⁽⁹⁴⁾ 持続可能な開発とは、未来のニーズを損なわないように、現在のニーズに適合することを追求することとされ、また、持続可能な開発のための教育(ESD)は、現在と将来において、利益となることを決定し、その決定に基づき行動できるように、人々の態度・技能・知識を増進させる手助けとなることを目的とする、持続可能な社会の実現を目指した教育である。UNESCO, "Education for sustainable development (ESD)" <<http://www.unesco.org/en/esd/>>

⁽⁹⁵⁾ 『奈良大好き世界遺産学習ティーチャーズガイド』奈良市教育委員会, 2008, pp.2-3.

⁽⁹⁶⁾ 田淵・中澤 前掲注(76), p.60.

⁽⁹⁷⁾ 上原有紀子「ESDと『国連ESDの10年』」『ESD教材 活用ガイド 持続可能な未来への希望』ユネスコ・アジア文化センター, 2009.3, p.133. <<http://www.accu.or.jp/unescoschool/all.pdf>>

⁽⁹⁸⁾ 前掲注(95), p.2.

⁽⁹⁹⁾ 『第2回奈良市世界遺産学習実践研究会』平成21年1月11日開催 <<http://www.naracity.ed.jp/gakkoukyouiku/sekaisan/世界遺産研究冊子PDF/第2回世界遺産学習実践研究会紀要最初.pdf>>

目指している。⁽¹⁰⁰⁾

- ・ NPO や奈良国立博物館、社寺との連携による現地学習の充実
- ・ 世界遺産を切り口とした ESD（持続発展教育）に展開する学習モデルの開発
- ・ 「世界遺産学習全国サミット 2010in なら」の開催
- ・ 世界遺産学習との連携による外国語活動の推進

奈良市は、平成 21 年 12 月に「世界遺産学習全国プレサミット in なら」を開催し、更に世界遺産教育の取組みを全国的に広げることを目的に、世界遺産学習連絡協議会設立に向けた準備活動を行っている⁽¹⁰¹⁾。世界遺産教育の今後の動向が注目される。

おわりに

世界遺産教育の必要性は、世界遺産の「現場」において起きている、世界遺産ブームと世界遺産条約の本旨の理解とのギャップという課題から出発した。次の段階として、教育成果の社会

的受容と世界遺産の保存への貢献へと進むことが考えられる。世界遺産教育は、新しい試みであるため、社会的浸透よりも教育が先行してきたが、その社会的浸透のために地域における世界遺産関係者の連携がひとつの鍵になると思われる。たとえば、奈良市においては、関連機関が連携して、世界遺産学習のあり方を検討し、推進してきたが、住民の関わりが深まれば、一層地域的な広がりを持った世界遺産教育が進展することであろう。

地域の多くの人々が、世代を超えて、ともに学び、そのプロセス自体を楽しみながら、連携・協働するという「内発的な推進力」が ESD を推進する鍵であると指摘されている⁽¹⁰²⁾。新しい試みである世界遺産教育の実践においても、そのような地域的な連携・協働が求められる。

多くの現場で実践されつつある世界遺産教育の成果が、地域に浸透し、広く社会に受容されることによって、世界遺産の保存・継承と「持続可能な社会」の理念の定着という大きな目標の達成につながる事が期待されている。

(はせがわ しゅんすけ)

⁽¹⁰⁰⁾ 奈良市ホームページ「奈良市教育ビジョン」2009.5, pp.3-5. <<http://www.city.nara.nara.jp/www/contents/1239083511903/files/nkvision.pdf>>

⁽¹⁰¹⁾ 奈良市学校教育情報通信ネットワークまなび・かがやきネット「世界遺産学習全国プレサミット in なら、奈良教育大学ユネスコ・スクール教育実践研究会（第二次案内）」<<http://www.naracity.ed.jp/gakkou-kyouiku/sekaiisan/サミット案内.pdf>>

⁽¹⁰²⁾ 上原有紀子「地域からはじまる ESD（持続可能な開発・発展のための教育）の可能性—我が国の実践事例から—」『持続可能な社会の構築—総合調査報告書—』（調査資料 2009-4）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2010, p.253. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2010/200904/16.pdf>>